

第 7 期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（素案） の策定について

本計画は3年を一期として策定しており、現行の第6期計画は平成 29 年度末までを計画期間としているため、次期第7期計画（平成 30 年度～32 年度）を平成 29 年度中に策定する必要がある。

第7期計画の策定に向けては、高齢者のニーズ等を把握するため、平成 28 年7月に高齢者実態調査を実施したところであり、この調査結果や国の制度改正の内容等を踏まえ、庁内組織である「高齢者施策連絡会議」において、関係局とも調整のうえ、計画素案の検討を進めるとともに、高齢者福祉専門分科会及び2つの部会を開催し、計画素案の審議を行っています。

国においては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、「地域包括ケアシステム」をより深化・推進していくため、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年6月に公布されています。

「Ⅱ 重点的な課題と取組み / 第7章-1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実」より
項目抜粋

在宅医療・介護連携の推進

今後の取組

- ア 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進
- イ 多職種連携の推進
- ウ 切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり
- エ 在宅医療への理解促進